

審議会等の会議の記録

会議の名称	令和5年度 第3回伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和5年12月26日(火) 午後2時00分～午後2時37分
開催場所	伊勢崎市役所 東館5階第1会議室
出席者氏名	会長 久保田 勝夫 委員 美原 樹 委員 岡田 稔 委員 大貫 森次 委員 小川 恵子 委員 原 文子 委員 井上 恵美子 委員 小林 敬吾 委員 石倉 京子 委員 黒澤 希代子 委員 大平 敏 長寿社会部長 小島 通悦 長寿社会部副部長 清水 潤一 高齢政策課長 茂木 勝美 介護保険課長 亀井 洋志 地域包括支援センター 徳江 剛 神澤 浩史 瀧澤 千晶 星野 明子 有岡 由梨 六本木 一希
傍聴人数	なし
会議の議題	報告事項 （1）介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託状況について （2）令和4年度地域支援事業決算について 議事 （1）地域包括支援センター業務委託の業者選定について
会議資料の内容	第3回地域包括支援センター運営協議会資料

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 報告事項
 - (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託状況について（資料1-1、1-2）
（事務局より説明）

本件につきましては、伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会規則第2条第1項第1号のウの規定に基づき、「センターが第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定」について、本協議会にご報告し、承認をいただくものでございます。

資料1-1をご覧ください。こちらは、今年度11月末時点での各地域包括支援センターが委託契約を締結した居宅介護支援事業所数を表にしたものでございます。

まず、地域包括支援センター北・三郷は6事業所を追加し、計43事業所と委託契約を締結しております。契約した事業所名については、資料1-2の通りでございます。圏域ごとの委託事業所一覧となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

地域包括支援センター南・茂呂は2事業所を追加し、計47事業所と委託契約を締結しております。

地域包括支援センター殖蓮は3事業所を追加し、計49事業所と委託契約を締結しております。

地域包括支援センター宮郷は2事業所を追加し、計38事業所と委託契約を締結しております。

地域包括支援センター名和は3事業所を追加し、計35事業所と委託契約を締結しております。

地域包括支援センター豊受は1事業所を追加し、計30事業所と委託契約を締結しております。

地域包括支援センター赤堀は5事業所を追加し、計33事業所と委託契約を締結しております。

地域包括支援センター東は3事業所を追加し、計31事業所と委託契約を締結しております。

地域包括支援センター境は6事業所を追加し、計40事業所と委託契約を締結しております。

9圏域を合計いたしますと、31事業所を追加し、計346事業所と委託契約を締結しております。今年度契約している実居宅介護支援事業所数は、市内62事業所と市外30事業所の計92事業所となっております。

また、公平性の観点から様々な居宅介護支援事業所と委託しているもので、本市においては委託比率をおよそ80%としているところでございます。令和5年度は令和5年10月利用分を、令和4年度は12ヶ月分の委託率を表にいたしました。
 - (2) 令和4年度地域支援事業決算について（資料2）
（事務局より説明）

第8期伊勢崎市高齢者保健福祉計画における地域支援事業費の令和4年度の計画値に対する実績率を算定しました。地域支援事業費全体としましては、令和4年度の計画値9億1321万9000円に対し、実績値7億423万7390円で、実績率77.1%、2億898万1610円の乖離がございました。このうち実績値と計画値の差が特に大きいものについて、その要因等を説明させていただきます。

まず、額で差が大きいものに介護予防・生活支援サービス事業では、

訪問型サービスに2755万7177円、通所型サービスに8433万9097円、訪問型サービスと通所型サービスのみ利用する方の介護予防ケアマネジメントに1413万7848円の乖離がございます。これにつきましては、要支援1、要支援2の認定者数が計画値の見込みより少なかったことと、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減が要因と考えられ、コロナ前と比較すると、特に通所型サービスの給付額の減少が著しくなっております。令和3年度と令和4年度の実績値を比較すると、通所型サービスは4331円減となっており、通所型サービスの減少は底を打って戻りつつあります。他方、訪問型サービスについては、令和4年度も減少が続いていた状況です。しかしながら、資料にはございませんが、令和5年度のここまでの実績を見ると、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント、全てのサービスにおいて、新型コロナウイルス5類移行後は、利用件数が増加していることから、令和5年度の利用実績は増加すると予測しています。

他に、額で実績値と計画値の差が大きいものとして、包括的支援事業・任意事業では、一般管理費に5380万3738円の乖離がございます。これにつきましては、9圏域全ての地域包括支援センターの委託を想定して業務委託料を算定していたことや、職員の人件費が計画より下回ったことなどによるものです。

次に、率で実績値と計画値の差が大きいものに、高額介護予防サービス費相当事業と、高額医療合算介護予防サービス費相当事業があります。実績率が38.9%と32.2%と低い数値となっておりますが、これも新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の介護予防のサービス利用減からくるものと考えます。

また、令和3年度と令和4年度の実績値の増減率が大きいものについてご説明します。包括的支援事業・任意事業のうち、総合相談支援事業は57.6%増加していますが、これは介護保険課が毎年7月に発送する介護保険料額決定通知書に同封するための高齢者相談センターの広報用チラシを新たに印刷したことによるものです。介護保険の第1号被保険者全員に対して発送するものであり、高齢者相談センターを多くの人に知ってもらう機会になったと考えています。

権利擁護事業については、385.8%増加しておりますが、令和3年度は中止した権利擁護講演会を、令和4年度は開催したことによるものです。計画値に比べると実績率は40.1%となっておりますが、既存のパンフレット等を活用したことにより支出が抑えられたものです。

認知症総合支援事業は22.5%減少しております。これは、令和3年度に認知症ケアパスを改定したことにより、印刷製本費が増加しましたが、令和4年度は印刷を実施しなかったことと、認知症地域支援推進員研修等の対象人数が少なかったことによるものです。

全体的に見ますと、令和4年度は、サービス利用などで新型コロナウイルスの影響が見られるものの、総合相談件数やふれあいの居場所など、地域の自主的な活動は増加している状況です。

4. 議事

(1) 地域包括支援センター業務委託の業者選定について（資料3-1、3-2、3-3、3-4）

(事務局より説明)

地域包括支援センター業務の委託期間が令和6年度末で終了します。今回も公募を実施し、業者選定を行いたいと考えております。全体的なスケジュール等について、報告、また協議いただくものでございます。

資料3-1をご覧ください。まず初めに、地域包括支援センターの現状に

ついて、改めて説明させていただきます。地域包括支援センターは、介護保険法により定められたセンターであり、市が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職の配置を行って、専門職の特性を生かしたチームアプローチにより、地域住民を包括的に支援することを目的としています。

資料3-1下段にある地域包括支援センターの設置状況の通り、全国的には委託型が増加している状況にあります。市町村直営が20%、委託型が80%となっております。本市におきましては、伊勢崎市高齢者保健福祉計画において、市内を九つの日常生活圏域に分け、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置しております。市直営である南・茂呂圏域を除く8圏域について、現在委託を実施しているところでございます。

続いて、業者選定のスケジュール案についてご説明いたします。資料3-2をご覧ください。本日の運営協議会でスケジュールを説明させていただいた後、2月中旬に第1回業者選定委員会を開催し、委嘱状の交付および委員長、副委員長の決定などを行います。その後、来年度、4月中旬に第2回業者選定委員会を開催し、募集要項および選定基準を決定し、6月1日号の市広報により、公募を行い、募集期間を設け、8月に選定を行う予定です。また、選定委員会の業者選定結果を受けまして、8月中には、この地域包括支援センター運営協議会で承認をいただく予定でございませ

す。

今回の公募における大きな変更点といたしましては、現在市直営で担当している南・茂呂圏域を、令和7年度からは委託型に移行し、市としてはその分政策検討や後方支援に力を注いでいきたいと考えております。

続いて、県内他市の地域包括支援センターの設置状況について、説明いたします。資料3-3をご覧ください。県内12市を調査したところ、前橋市、渋川市の2市は、現在の本市と同様に、直営と委託の両方という体制となっております。沼田市、藤岡市、富岡市、安中市の4市は、直営のみの体制となっております。高崎市、桐生市、太田市、館林市、みどり市の5市は、本市の令和7年度以降と同様に、全ての圏域を委託しております。

次に、市内各地域包括支援センターの職員体制についてご説明いたします。資料3-4をご覧ください。南・茂呂圏域は、現在、保健師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名の4名体制となっております。社会福祉士のうち1名は、会計年度任用職員を採用しております。南・茂呂圏域を委託する場合には、圏域内の高齢者人口を考慮して、それぞれの職種を1名ずつ、計3名体制で委託することになると思います。なお、下段の表は、現在委託している各センターの職員体制であります。概ね3名体制となっております。北・三郷圏域および境圏域については、圏域内の高齢者人口が多いことから、それぞれ増員している状況でございます。今後の高齢者人口の状況によっては、他の圏域についても増員を検討してまいりたいと思います。

(委員)

地域包括支援センターの委託費に関しては、それぞれの人員配置の部分を含めて予算を立てていると思います。先程の報告事項で令和4年度の計画値と実績値の差異について、人件費が低かったという報告がありましたが、計画値で2億7000万という予算を立てておいて、実績値で2億1600万となった要因を教えてください。

(事務局)

包括的支援事業・任意事業の中の一般管理費は、地域包括支援センターの業務委託料と、市直営の地域包括支援センター職員の人件費などの合計となります。

	<p>市直営の地域包括支援センターの職員が、令和3年度は10名だったものが、令和4年度は9名に減ったことにより、人件費が計画値より下回りました。令和3年度末に急遽退職になりまして、正規職員の補充がなかったため減員となっております。計画値につきましては、それ以前の職員の体制の人件費で試算をしております。また、年齢層も若くなっておりますので、大きな差が出たというのも理由の一つでございます。</p> <p>5. その他 事務局より、次回の運営協議会を3月中旬に開催予定であることを説明。</p> <p>6. 閉会</p>
--	---